

令和5年度足立区国民健康保険運営協議会でのご質問について

記

質問1 令和6年度の介護分の1人あたり保険料は、特別区共通の料率を用いることになると、足立区の場合、令和5年度と比べ、どれくらい増額になるのか。

回答1 1人あたり平均で1,106円の増額になると試算しています。

	令和5年度	令和6年度	増減額
介護分の1人あたり保険料	35,016円	36,122円	<u>1,106円増</u>

(参考1) 特別区平均の介護分の1人あたり保険料

	令和5年度	令和6年度	増減額
介護分の1人あたり保険料	38,808円	39,499円	691円増

(参考2) 23区が統一の介護分所得割率を使用すると仮定した場合
所得割率が令和5年度から上昇する区が22区(足立区含む)、
減少する区が1区となります。

質問2 資料6 ページ「2 特別区と足立区の1人あたり保険料（基礎分および支援金分）の比較」における、足立区の令和6年度の1人あたり保険料の試算に用いた所得額はいくらか。

回答2 令和6年度の足立区国保加入者の1人あたり賦課限度額控除後所得（※1）は、基礎分で672,748円、支援金分で664,865円（※2）と推計しています。

この金額は、東京都が試算しており、令和3年度から5年度の1人あたり賦課限度額控除後所得の平均値を令和6年度所得の推計値としています。

推計に用いた数値は以下の表のとおりです。

（1）基礎分の1人あたり賦課限度額控除後所得の推計に用いた数値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①賦課限度額控除後 総所得	96,953,180千円	98,961,704千円	88,713,387千円	-
②被保険者数 (年度平均)	147,074人	140,620人	135,383人	-
1人あたり賦課限度額 控除後所得 (=①/②)	659,214円	703,753円	655,277円	【3カ年平均】 672,748円

（2）支援金分の1人あたり賦課限度額控除後所得の推計に用いた数値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①賦課限度額控除後 総所得	94,396,026千円	97,351,939千円	89,415,475千円	-
②被保険者数 (年度平均)	147,074人	140,620人	135,383人	-
1人あたり賦課限度額 控除後所得 (=①/②)	641,827円	692,305円	660,463円	【3カ年平均】 664,865円

※1 賦課限度額控除後所得とは、保険料の賦課限度額に達する所得よりも高い所得は、すべて賦課限度額に達する所得として扱った場合の所得のこと。

※2 基礎分と支援金の1人あたり賦課限度額控除後所得が異なるのは、基礎分と支援金分の保険料において、賦課限度額が異なるため。